

## 第 8 放射性物質汚染

### 1 乳児の水道水飲用制限による安全対策(平成23年)

3月23日、東京都金町浄水場で採取した浄水(水道水)から、食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な指標値を超える濃度の放射性ヨウ素が測定されたことにより、東京都は乳児の水道水の摂取制限を発表した。(翌日には放射能測定結果が低下)

3月24日～25日、東京都より保管依頼を受けた飲料水を、5健康福祉センターで乳児一人あたり550ml程度のペットボトル3本を配布した。

(配布実績:対象4,324人中3,077人へ9,231本配付)

4月6日、水道水を摂取制限した場合に備え、山形県最上町より提供を受けた飲料水を5健康福祉センター及び17地域センターへ搬入し備蓄。

4月26日～28日、大型連休時に水道水の摂取制限が発生した場合に備え、5健康福祉センター及び17地域センターで乳児一人あたり500ml程度のペットボトル6本(2日分)を配布した。また同時に、日ごろからの水道水のくみ置きによる飲料水の確保を呼びかけた。(配布実績:対象4,324人中2,517人へ15,102本配付)

#### ※飲料水の受領等実績

- ・ 3月24日～25日、東京都のペットボトル飲用水13,728リットルの保管依頼を受諾した
- ・ 3月25日、株式会社アイザワより1,224リットル、株式会社ジャパンビバレッジ東京より120リットル、計1,344リットルのペットボトル飲用水の提供を受けた
- ・ 3月26日、福井県大野市より3,180リットルのペットボトル飲用水の提供を受けた
- ・ 3月29日、山形県最上町より600リットルのペットボトル飲用水の提供を受けた
- ・ 4月6日、山形県最上町より10,005リットルのペットボトル飲用水の提供を受けた
- ・ 4月19日、大塚食品株式会社より1,500リットルのペットボトル飲用水の提供を受けた

### 2 放射線対策について(平成23年11月決定、平成24年3月一部改正)

#### ◆放射線測定・除染に関する基本的な考え方

##### (1) 国の方針

文部科学省は、10月21日付通知「福島県以外の地区における周辺より放射線量の高い箇所への文部科学省の対応について」において、地上1メートルで周辺に比べ空間放射線量率が毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所を、いわゆるホットスポットとしている。

この周辺より放射線量の高い箇所が発見された場合は、簡易な除染を行い、除染後の測定でも放射線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い場合は、文部科学省に連絡するものとされている。

なお、簡易な除染とは、側溝の泥の除去、落ち葉の回収、樹木の剪定、水による洗浄、ブラッシング等としている。

##### (2) 国の方針に対する区の対応

区の実施した測定で、地上1メートルで周辺に比べ空間放射線量率毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された場合、下記のとおり対応する。

- ①環境保全課(平成24年度から環境課。以下同じ。)で再測定を行う。
- ②環境保全課から危機管理室及び広聴広報課、東京都、文部科学省に連絡する。
- ③環境保全課で再測定後も地上1メートルで周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された場合、所管部署は簡易な除染を行う。
- ④除染後も地上1メートルで周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された場合、その場所をビニールシート等で被い立ち入り禁止とする。
- ⑤環境保全課から危機管理室、広聴広報課、東京都、文部科学省に連絡する。その後の除染対策については、東京都、文部科学省と連携し行う。
- ⑥広聴広報課において報道発表を行う。
- ⑦区ホームページに掲載する。

(3) 子どもが利用する区施設での対応(区施設の除染方針)

国の検討会では、「追加的被ばく量年間 1 ミリシーベルトを 1 時間当たりに換算すると、毎時 0.23 マイクロシーベルトにあたる。」(環境省災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会)としている。

地上1メートルの空間放射線量率が、その地域(市町村単位)の平均で毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える場合、その市町村は汚染状況重点調査地域に指定され、除染実施計画を策定するとしている。

文部科学省の調査において、板橋区は市町村単位の空間放射線量率で毎時 0.1 マイクロシーベルト以下のため、汚染状況重点調査区域には該当しないが、他に適切な基準がないため、板橋区としては低年齢層の区民が日常的に近寄りと思われる区施設については、保護者等の子どもの健康不安に鑑み、除染に対する方針を以下のとおり定める。

①除染対象箇所の要件

区立公園、区立幼稚園、区立学校、区立保育園、私立保育園等の子どもが常時立ち入る公共的な場所(区有地など区が管理する場所に限る。)で、地上1メートルで毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の空間放射線量率が測定された場合。

なお、子どもが利用する砂場等では、地上 1m 以外(砂場では 5~10 cm)で測定を行っているが、この測定で毎時 0.23 マイクロシーベルト以上が測定された場合、除染の対象とする。

②対応内容

ア) 主管課は、環境保全課公害指導係に連絡する。

イ) 上記①の地点を環境保全課の機器で測定を行い、区域を特定する。

ウ) 必要な場合には、所管部署は当該区域の簡易な除染を行い、除染後の放射線量率が地上1メートルで毎時 0.23 マイクロシーベルト未満に低減していることを確認する。

エ) 簡易な除染を行っても、地上1メートルの空間放射線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満に低減しない場合には、表土を削り取り敷地内に埋設するなどの除染処理を行う。⇒埋設の基準については(4)のとおり。

除染後、掘削地及び埋設地ともに放射線量率が地上1メートルで毎時 0.23 マイクロシーベルト未満に低減していることを確認する。⇒所管課の掘削作業中、地表か

ら深さ15cmまで掘削しても、放射線量が掘削面から5cmの地点で毎時0.23マイクロシーベルト未満に低減しない場合、福島第一原子力発電所由来以外の放射性物質が想定されるので、下記(5)の対策を行う  
 オ) 保護者や利用者等に対し、情報提供を行う。  
 カ) 区ホームページで公表する。

(4) 埋設の基準

- ① 地表に接地した状態で(以下同じ) 毎時 0.5 マイクロシーベルト未満の場合: 覆土 10 cm以上
- ② 毎時 0.5 マイクロシーベルト以上、毎時 1 マイクロシーベルト未満の場合: 覆土 15 cm以上
- ③ 毎時 1 マイクロシーベルト以上: 覆土 30cm 以上(埋設のための容器や埋設場所の表示が必要となる場合があるため、埋設方法等については環境保全課と協議のうえ決定する)

※ 確実な対策を確保するため、作業終了前に、埋設した場所と除染した場所それぞれの地上5cmの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満であることを確認する。

覆土の厚さと放射線遮蔽効果

覆土の厚さ	放射線遮蔽効果	備考 $[\mu\text{Sv}] \times (1 - [\%] / 100)$
5 cm	51%減	基準に該当なし
① 10 cm	74%減	$0.5 \mu\text{Sv} \times (1 - 74 / 100) = 0.13 \mu\text{Sv}$
② 15 cm	86%減	$1.0 \mu\text{Sv} \times (1 - 86 / 100) = 0.14 \mu\text{Sv}$
③ 30 cm	98%減	$10 \mu\text{Sv} \times (1 - 98 / 100) = 0.20 \mu\text{Sv}$

< 除染作業の注意事項 >

※ 除染作業にあたっては、長袖、長ズボン、手袋、帽子、マスクなどの着用、また、作業終了後の手洗い、うがいを励行すること。

(5) 福島第一原子力発電所由来以外の放射性物質への対応

区立東板橋公園において発見された放射性物質ラジウム 226 は、福島第一原子力発電所由来のセシウム134、137、ヨウ素131とは異なり、地表面ではなく、深さ20~25cmの層から発見されている。対策にあたっては、放射性物質が高濃度の場合(ラジウム226については、10ベクレル/g)放射性同位元素として取り扱う必要があるため、以下により対応する。

- ・ 所管課の掘削作業中、地表から深さ15cmまで掘削しても、放射線量が掘削面から5cmの地点で毎時0.23マイクロシーベルト未満に低減しない場合には、掘削作業を直ちに中止し、掘削現場周辺を立ち入り禁止とし、速やかに環境保全課に通報する。
- ・ 環境保全課と所管課で再測定・追加掘削を行い、放射性同位元素が埋設している可能性について調査する。
- ・ 放射性同位元素が埋設されていると推定される場合には、環境保全課と所管課は掘削現場を保全し、速やかに東京都及び文部科学省に通報し対応について協議する。

## (6) 区施設における放射線測定

区役所正面玄関における平日の放射線測定、区立幼稚園、区立小中学校、区立・私立保育園における学期ごとの放射線測定については、福島第一原子力発電所が冷温停止するまでの間継続する。

### ◆区民からの通報があった場合の対応

区民から、区内で、地上1メートルで毎時1マイクロシーベルト(子どもが利用する区施設にあっては、地上1メートルで毎時 0.23 マイクロシーベルト)以上の空間放射線量率が測定されたと通報があった場合、以下のように対応する。

- ①連絡者の住所、氏名、電話番号等の連絡先、測定地点、地上1メートルでの空間線量を記録する。
- ②基本的な対応については、上記1の(2)及び(3)と同様とする。
- ③毎時1マイクロシーベルト以上の空間放射線量率が私有地で測定されたと通報があった場合、個人情報等に留意し、土地所有者の了解を得ながら上記1の(2)と同様の対応を行う。
- ④なお、区が実施した測定において福島第一原子力発電所由来以外の放射性物質が区施設以外に存在していると推定される場合は以下のように対応する。測定を行った所管課と環境保全課は、土地所有者と協議し、土地所有者許諾を得た場合には空間放射線量を測定し、放射性同位元素の存在が推定される場合には、土地所有者の許諾を得て東京都及び文部科学省に通報し、対応を協議する。

### ◆団体等からの要請に基づく放射線量の測定

放射線量測定について公共的団体等から要請があった場合、次のとおり実施する。

#### (1) 対象団体

町会・自治会、PTA等の公共的団体とする。

#### (2) 測定場所

区立学校や区立公園などの公共的な場所とし、個人の所有地などは測定しない。

#### (3) 実施要領

公共的な場所を所管する担当課、または団体の関係課等をとおして申し込みをし、日程調整のうえ測定する。

#### (4) 周知方法

環境保全課ホームページに掲載する。

#### 担当・連絡先

競技場等: 区民文化部スポーツ振興課

区立保育園: 保育サービス課

区 道: 土木部管理課

区立公園: 土木部みどりと公園課

区立学校: 教育委員会庶務課

町会・自治会: 区民文化部地域振興課

PTA: 教育委員課生涯学習課

放射線の測定関係: 資源環境部環境保全課

◆放射線測定機器の区民への貸出

放射線測定機器を貸し出す場合、機器の性能の確保、測定方法の周知、貸出回数  
の確保、測定場所、除染対策などの課題を踏まえつつ、貸し出し用の放射線測定機  
器5台を装備する。

(参考)放射線量別対応一覧(単位:マイクロシーベルト/時、高さ1メートル)

区 分	1.00 (※) 以上	1.00 未満 0.23 以上	0.23 未満	備考
区内全般		—	—	
子どもが使用 する区施設	測定・除染・国への連絡	測定・除染	—	

※国の基準では、周辺より毎時 1 マイクロシーベルト以上高い場所としているが、板橋区に  
おいては、周辺の放射線量率が毎時0.1 マイクロシーベルト以下であるので、便宜的に、  
毎時1マイクロシーベルトの空間線量率を用いる。

3 これまでの測定結果と今後の対応

(1) 公共的施設の空間放射線量測定

区では平成23年6月から、板橋区役所正門玄関付近の屋外で、平日 1 回地表から  
1メートルの高さで放射線量の定点測定を行っている。また、子どもの安心・安全をより  
確かなものとするために、保育園、幼稚園、小・中学校、公園・児童遊園などの園庭や  
砂場での放射線量の測定を行い、順次ホームページなどで公表している。これまでの  
測定結果はいずれも毎時 0.23 マイクロシーベルトを下回っている。



区役所正門玄関付  
近(平和祈念像横)  
での測定



学校での測定  
(放射線量が高いとされ  
る雨水が集まる場所)

通学路での測定(放射線量が高いとされる下水排水口付近)



## (2) その他の測定

区立小中学校プールの放射性物質濃度測定、日光・榛名移動教室に関する放射線量測定や、私立幼稚園における放射線量の測定を行った。

7月から、区内農産物中の放射性物質検査結果について公表し、10月には、区立小・中学校などの給食で使用している食材の産地および放射性物質検査の結果について公表した。

## 4 空間放射線量を測定する機器(簡易型)の貸し出し

板橋区内全域の放射線量は、文部科学省「放射線量等分布マップ拡大サイト」によると、一番低いレベルである毎時0.1マイクロシーベルト以下となっており、健康に影響を及ぼすようなレベルではない。しかし、区では、自分自身で自宅などの身近な場所の放射線量を測定することが不安解消につながると考え、平成23年12月から放射線量を測定する機器を貸し出している。

### (1) 貸出概要

一日単位(祝日・年末年始を除く月曜～金曜の9時～16時30分)。

同一世帯・同一団体につき1台。1か月1回のみ貸し出す。

### (2) 貸出機器 シンチレーション式サーベイメータ(5台)

### (3) 対 象 区内在住の方・区内の団体

## 5 給食食材の放射性物質に関する基本的考え方と当面の対策(平成23年)

### (1) 基本的考え方

食品中の放射性物質に関しては、厚生労働省において暫定規制値が定められ、生産地における出荷前検査や都道府県の流通段階における検査などにに基づき、出荷制限や摂取制限などの措置が執られている。さらに厚生労働省においてはこの暫定規制値の見直しが進められており、より厳しい基準案をまとめたところである。

本区の給食においては制限品目を使用していないことから、本来であれば区が改めて食品の放射性物質に関する検査を行う状況ではないと考えているが、国における新たな基準値の設定を踏まえ、区民、とりわけ子どもを持つ保護者の不安を解消し、安心

を確保するため、区立小中学校、保育園、福祉園において子どもに提供する給食について、区として合理的な範囲において放射性物質への対策を実施する。

なお現在、国において暫定規制値に代わる基準案の施行に向けて検討が進められている状況から、区として当面の対策を定めることとし、食材に関する検査体制や検査方法などについて引き続き検討を行い、国の方針が明らかになった際には、板橋区としての対策を決定する。

## (2) 当面の対応

### ・ 主要生鮮食品の産地公表

区立保育園及び小中学校で実施している給食の主要生鮮食品の産地公表を引き続き行う。

### ・ 食材のサンプル検査の実施

検査方法のうち、給食調理前のいわゆる事前検査に関しては、生鮮食品は給食当日の納品であり調理までの時間的制約から、国の動向にも注視しながら、検査精度、測定器の種類、検査手法などについて引き続き検討課題とする。

したがって、これまでと同様に民間検査機関への委託によるサンプル検査を1月早々に実施する。また継続的な検査の実施に向け、暫定規制値に代わる基準案の施行状況にも配慮しつつ、適切な検査回数・周期について引き続き検討を進める。

検査品目は、学校では全校統一的に調達しており、幼児・児童・生徒の摂取量が多い米と牛乳を新たに加え、献立上の出現頻度の高い食材や検査要望の多い食材などを中心に行う。

また幼児・児童・生徒の内部被ばくを確認するため、給食一食分の全量検査を新たに実施する。

### ・ 検査結果の公表と対応

検査結果については、区のホームページ等で公表する。

検査の結果、基準案を超える数値が検出された場合は、当該食材と同品目・同産地の食材の使用を直ちに中止し、国、都及び庁内関連部署と連携し、適切な対応を行うこととする。また給食一食分全量検査の場合は、原因食材特定のため再検査を行う。

### ・ 被ばくを理由に給食に替えて弁当持参の申し出への対応

学校給食については、学校給食実施基準(平成21年文部科学省告示第61号)において「学校給食は、当該学校に在籍するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする(第1条)」とされている。

保護者の申し出に対しては給食の食育上の意義や教育上の効果、また給食食材の安全性、放射性物質検査の結果などについて十分に説明し、具体的に相談に応じた上で、個別に対応を図ることとする。

保育園や福祉園の給食においても学校給食に準じて、個別に相談に応じ対応を図るものとする。

## 6 平成24年度における給食食材の放射能検査及び対策について

### (1) 基本的考え方

食品中の放射性物質について、本区においては、保護者の不安解消、安心の確保の見地から、厚生労働省が定めた暫定規制値を踏まえて、区として合理的な範囲で放射性物質への対策を実施するという災害対策本部方針を決定し、昨年度から保育園や小中学校の給食食材の放射性物質検査等の対策を実施してきた。これまでにのべ32検体の検査を行い、すべての検体で放射性物質は不検出となっている。

さらに今般4月1日から新しい基準値が適用され、基準値を超えた場合には産地で出荷制限措置が行われている。

東京都においては、昨年度から市場流通食品について放射性物質検査を実施してきたが、今年度からは「安全・安心のための学校給食環境整備事業」として、都内の公立小中学校における学校給食の食材検査を開始する。

区におけるこれまでの対策や検査の結果及び新基準値の施行といった状況を踏まえ、24年度における給食食材の放射能検査等について、以下のとおり実施する。

### (2) 給食等における放射能検査

#### ◆給食食材の検査

①委託による給食食材の検査については、保育園(加賀福祉園を含む)、区立小中学校を対象に1学期1回実施し、結果を区のホームページで公開する。全量検査については、1回の検査につき、保育園、小中学校ともに、区内5地域から1園・校ずつ選定し、数日間分の調理済み給食を検査する。

また個別品目については、保育園、小中学校での使用食材のうちから、1回の検査につき、3検体ずつ選んで検査を実施する。

保育園 (全量実施5園+個別3検体)×3学期=24検体

小中学校 (全量実施5校+個別3検体)×3学期=24検体

平成24年度合計 48検体

なお生鮮食材の事前検査については、給食調理当日の納品の場合には調理や測定に要する時間等から、現在のところ実現困難な状況にあり、引き続き検討を行う。

②給食全量検査、個別品目検査に加え、新たに保存食材の検査を実施する。

保存食材の検査については、保育園、区立小中学校を対象に1学期に5検体(区内5地域分)、年間15検体を目途に実施する。なお小中学校については、東京都の事業を活用する。

※東京都の事業は、給食前日に翌日使用分の食材を検査するものであるため、板橋区においては事前に納品されている豆類や穀類といった保存食材についての検査を実施する。なお当該事業は学校給食のみを対象とする。

#### ◆その他の食材

学校菜園で栽培する野菜などについて児童・生徒の食用とする場合には、区内外の農産物の放射性物質検査等の結果を十分参考にして行うこととする。なお、多くの学校で栽培される野菜などについては、実際に学校で収穫されたもののサンプル検査を実施する。この場合は給食食材の検査における個別品目に含めて実施することとする。



(3) 基準値を超えた場合の対応

個別品目検査のように食材が特定できる場合は、当該食材と同品目・同産地の食材の使用を直ちに中止し、検査結果を公表するとともに、国、都及び庁内関連部署と連携し、適切な対応を行うこととする。また全量検査の場合は、検査結果を公表するとともに、再検査などにより可能な限り原因食材の特定を行い、上記と同様な対応を行う。

(4) その他

給食食材の産地表示について引き続き保育園、区立小中学校において実施する。

## 第9 電力危機

### 1 各施設での計画停電(節電)対策

(1) 区民集会施設(夜間利用の自粛要請・新規予約受付の停止)

- ① 地域センター・区民集会所(成増アクトホール・高島平区民館を含む)の夜間利用について、既に予約している団体に利用の自粛をお願いするとともに、新規予約の受付を中止する。
- ② 4月中の新たな夜間利用の予約停止(文化会館・グリーンホール)
- ③ 夜間利用の自粛の要請(文化会館・グリーンホール・郷土芸能伝承館)
- ④ 利用時間の短縮(成増アートギャラリー)
- ⑤ 施設の休館(美術館・郷土資料館)

(2) 図書館(開館時間の短縮)

- ① 3月15日～4月27日の間、開館時間9時～20時を9時～18時に短縮する。  
(4月28日から通常業務)

(3) 大原・成増社会教育会館・教育科学館(夜間利用の休止・計画停電時の利用休止)

- ① 大原・成増社会教育会館・教育科学館における夜間利用の休止(大原・成増社会教育会館は4月30日まで、教育科学館は4月28日まで)
- ② 成増社会教育会館における計画停電時の利用休止(現在は計画停電対象外)

(4) 体育施設(利用休止・時間短縮)

- ① 3月14日午後から3月15日まで全体育施設を休業(赤塚体育館については、計画停電区域に位置するため3月22日まで休業)
- ② 3月16日から、電力消費の大きくなる夕方から夜までの営業を休止
- ③ 3月22日から、電力需要のピーク時における一層の節電を進めるため、屋内施設についてさらに30分短縮する。(赤塚体育館は、計画停電から外れた3月23日から営業再開)
- ④ 5月1日から屋内施設について午後9時までの夜間営業を開始
- ⑤ 5月16日から屋内施設について午後11時までの通常営業を再開

(5) 小・中学校の開放施設(体育館・クラブハウス・地域開放教室等)・校庭開放

- ① 震災後から3月末まで開放休止(昼間の校庭使用を除く)
- ② 4月中は夜間開放を休止(昼間は電気使用を中止し開放)
- ③ 5月1日から通常どおり利用開始

(6) 本庁舎及び区関連施設での取組み

本庁舎では、3月30日から下記項目による節電対策を行う。また、本庁舎以外の各施

設においても、これらに準じた対策を行う。

- ① エレベーターの節電(一部運休停止、職員の使用自粛等)
- ② 給湯室の節電(業務使用を除く電気給湯器、電気ポット、冷蔵庫等の使用停止)
- ③ 照明の節電(照度調節や蛍光灯の減灯)
- ④ 空調の節電(サーバー室等を除く空調機の運転停止)
- ⑤ 自動ドアの節電(風除室内側ドアの開放)
- ⑥ トイレの節電(ウォシュレットの電源停止)
- ⑦ その他(不要な電気機器の使用停止)

#### (7) システム機器の節電

平成23年3月15日付、22板政IT第302号で各部署に対し、システム機器の節電について下記項目の実施を依頼した。

- ① パソコンの利用について(全庁LANパソコンの1/2使用抑制等)
- ② プリンタの利用について(複合機のみを使用等)

## 2 東京電力による計画停電

### (1) 板橋区の計画停電実施状況

- ① 3月16日(水)18時20分～20時28分実施  
※赤塚、赤塚新町、成増、三園の一部地域  
※当日は、道路監察パトロールカー2台による該当地区の巡回を実施
- ② その他実施なし(3月22日以降、板橋区は対象地域から除外)

### (2) 区民への広報(3月13日～)

- ① 防災行政無線(同報系)による周知
- ② ホームページ掲載
- ③ 青色パトロールカーでの広報活動
- ④ 防災情報メール配信サービスの活用

## 3 医療機器使用者への対応

平成23年3月14日～3月18日に、計画停電による影響の注意喚起を実施した。  
身体障害者手帳所持者、難病等在宅療養者のうち医療機器使用者 206名  
公害医療手帳を持っている在宅酸素利用者 25名

## 4 統一地方選挙実施のための対応

- (1) 計画停電が選挙時に実施された場合、投票・開票時間中における地震発生時の対応について方針を決定
- (2) 期日前投票所・当日投票所・開票所における節電対策の実施
- (3) 啓発事業の縮小(電光掲示板、選挙用広報車、街頭啓発など)
- (4) 選挙期間中の個人演説会開催を目的とする公益施設の使用制限の緩和要請  
※ その他、被災地から区内への避難者に対する不在者投票の情報提供を行った。

## 5 区民の安全確保

停電時における冷蔵庫内の食品の管理について、平成23年3月25日から区ホームペ

ージで、停電に対する対応をPRした。

(1) 停電前

- ・ 冷蔵・冷凍庫の点検や整理を行う。
- ・ 保冷剤を凍らせたり、氷の多く作っておく。
- ・ あらかじめ庫内を冷やしておくため、強く冷えるように温度の設定をする。

(2) 停電中

- ・ 庫内温度が上がらないように、扉をできるだけ開閉しないようにする。
- ・ 保冷材や氷などで庫内を冷やす。

## 6 いたばし花火大会の中止(平成23年)

東日本大震災により、電力をはじめとして社会状況が不安定になっている。そのような背景により、花火大会を実施するうえでの警備事象が多岐にわたり、例年と同等の安全対策が確保できない可能性が高い。来場者や、周辺住民の安全性を総合的に考慮し、4月18日に臨時運営委員会を開催し、中止の決定をした。

## 7 板橋区における夏期《7月～9月》の節電に伴う施設の運営方針(平成23年)

板橋区では、平成23年4月8日に電力需給緊急対策本部(経済産業省)が「夏期の電力需給対策の骨格(案)」を公表したことを契機として節電対策を検討してきた。

(1) 夏期の節電対策の必要性と目的

- ・ 大規模停電や計画停電を回避するため、区として積極的な取り組みを展開する。
- ・ 保育園、特養ホームなどの節電困難施設に代わって他施設での節電強化を図る。

(2) 開館・休館の考え方

区の施設のうち、区民生活に多大な影響をもたらすことが想定される区役所、赤塚支所、保育園、特養ホーム、小・中学校、健康福祉センター、福祉事務所、清掃事務所などの基幹的施設は、可能な限りの節電を行いながら、通常どおりに開館する。

なお次の公共施設については、輪番制による休館や利用時間の短縮を実施する。

(3) 一部休館とする施設

区民サービスの低下を最小限にとどめることを念頭に慎重に検討したが、次のように、7月から9月の利用を休止せざるを得ない施設が生じた。

区 分	平 日	土・日・祝
区内に同種施設が多数整備されている地域センター、区民ホール、集会所、ふれあい館、いこいの家、体育館、温水プール、図書館	輪番制で休館	開館 ※いこいの家は、従前どおり日曜・祝日・夜間休館
上記1の施設以外で集会室機能が付置されている施設	地域特性を考慮し、部分休止や臨時休館などを個別設定	地域特性を考慮し、部分休止や臨時休館などを個別設定
屋外ナイター設備付きの野球場、庭球場	夜間休止	夜間休止
上記1の施設に併設している施設	原則として上記1の施設と同様の措置	原則として上記1の施設と同様の措置

夏期《7月～9月》の節電に伴う施設の計画休館等について

施設名	平日		土・祝		休館・休止・時間短縮による平日削減見込率
	昼間	夜間	昼間	夜間	
地域センター	輪番制休館(6グループ制) ※利用可能時間 9時～21時30分		通常どおり (9時～21時30分)		15%
区民集会所	輪番制休館(6グループ制) ※利用可能時間 9時～21時30分		通常どおり (9時～21時30分)		15%
ふれあい館 【定期休館日】 月曜 仲町・中台・高島平 火曜 徳丸・志村	臨時休館日設定 ※利用可能時間 9時～17時		通常どおり (9時～17時)		19%
いこいの家 【定期休館日】日・祝(敬老の日を除く)	輪番制休館(6グループ制) ※利用可能時間 9時～17時		通常どおり (9時～17時) 定期休館 (敬老の日を除く)		15%
体育館 併設のトレーニングルーム 会議室・多目的室を含む ※7～9月は定期休館日設定なし	輪番制休館 (4体育館・温水プールの5グループ制)		通常どおり (9時～21時)		15%
プール ※夏期(7月～9月)は、 定期休館日の設定なし	※利用可能時間 体育館 9時～21時、一部23時 プール 10時～22時20分 (プールは区立学校の夏休み期間中9時～)		通常どおり (10時～20時30分)		15%
武道場・和弓場・洋弓場 ※夏期(7月～9月)は、 定期休館日の設定なし	臨時休館日設定 (併設体育館の輪番制休館に合わせ) ※利用可能時間 9時～21時		通常どおり (9時～21時)		15%
図書館 (中央図書館・ ボローニャ子ども絵本館は除く) 【定期休館日】 第3月曜(祝日の場合直後平日) 月末日(土・日・祝の場合直後平日)	輪番制休館(5グループに分け順番に休館) (小茂根図書館は9月12日から17日 まで特別整理期間のため休館) ※利用可能時間 9時～20時		通常どおり (9時～20時) ※小茂根図書館は9月12日～ 17日特別整理期間のため休館		20%
いたばし総合 ボランティアセンター	施設利用時間短縮及び毎週月曜休館 (利用時間21時30分を18時に変更) (月曜日が祝日の場合はその翌日) ※施設利用可能時間 8時30分～18時 ※相談受付時間 9時～21時30分		施設利用時間短縮 (利用時間21時30分を18時に変更) ※施設利用可能時間 8時30分～18時 ※相談受付時間 9時～21時30分		17%
ハイライフプラザ	貸室利用休止日の設定 ※利用可能時間 9時～21時30分		貸室利用可能時間 9時～21時30分		15%